

今治市物品購入等入札参加者心得

今治市が発注する物品の購入、物品の売却、物品の修繕、印刷製本請負及び製造請負（以下「物品購入等」という。）の入札参加者は、今治市契約規則（以下「契約規則」という。）のほか、契約条項、関係書類、物品の性能、機能及び仕様等を熟知するとともに、下記の条項により入札に参加してください。

記

（入札書）

- 1 入札書は、所定の様式（第1号様式）を使用すること。
- 2 入札書等関係書類の文字及び印形は、明瞭かつ消滅しないもので記載すること。
- 3 入札金額は、アラビア数字によること。
- 4 入札金額には、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

（入札説明会）

- 5 入札説明会を開催する場合に、入札参加予定者が無断で当該説明会を欠席したときは、入札執行者は、入札参加予定者の当該入札を辞退するものとみなすことができる。

（入札の委任）

- 6 入札に代理人が出席したときは、入札開始前に、その代理権限を証する「委任状（第2号様式）」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

（入札の辞退）

- 7 入札指名を受けた者は、入札の完了に至るまでは入札を辞退することができる。
- 8 前項により入札を辞退しようとする者は、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出なければならない。

（1） 入札執行前にあっては、「入札辞退届（第3号様式）」を契約課に持参又は郵送により提出しなければならない。

（2） 入札執行中にあっては、辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければならない。

（3） 事故等により書面による辞退届を提出できないときは、契約課へ連絡し、指示を受けなければならない。

- 9 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の無効）

- 10 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1） 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
 - (3) 代理権限のない者がした入札
 - (4) 入札書が所定の時刻に遅れて提出された入札
 - (5) 入札書に入札者（代理人がした入札にあっては代理人）の記名押印のないもの又は印形が認知しがたい入札
 - (6) 入札金額を訂正した入札
 - (7) 入札書に記載された合計金額と明細金額に整合性がない入札
 - (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (9) 事前に公表された予定価格を超えた入札（売却においては、予定価格未満でした入札）
 - (10) 再度の入札のとき、第1回目の最低金額以上で応札された入札（売却においては、最高金額以下で応札された入札）
 - (11) 入札保証金の納付を必要とするものにつき、これを納付しないもの又はその額が不足する入札
 - (12) 明らかに連合によるものと認められる入札
 - (13) 上記のほか、契約規則又は入札に係る条件に違反したもの、積算の妥当性を欠くもの及び不審な点が認められる入札
- 11 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は異議の申立てができない。
(入札の実施)
- 12 開札は、所定の場所及び日時に、入札者の立会いのうえ行うものとする。
- 13 予定価格の事前公表に係る入札は1回とし、他の件については、再度の入札を行う。
- 14 入札の執行を妨害した者は、退場を命じる。
- 15 入札会場において、一旦提出した入札書等の返還、引換え、変更及び取消しはできない。
- 16 入札執行中に携帯電話等を使用するなど、外部と連絡を取ることとはできない。また、私語は厳に慎むこと。
- 17 入札執行者が必要と認めるときは、入札の執行を停止し、若しくは取り消し又は入札日時を変更できるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わない。
- 18 入札者は、入札後、契約規則、仕様書、契約条項及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。
(落札)
- 19 入札者中、予定価格の制限の範囲内で最低価格（売却においては、予定価格以上で最高価格）の入札をした者を落札者とする。
- 20 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、「くじ」で落札者を決定する。ただし、直ちにくじが行えない場合は、入札執行者が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(契約)

- 21 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 22 落札者が契約の締結を申し出ないとき（前項に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は効力を失うものとする。
- 23 入札により落札決定した物品購入等において、同一入札参加業者へは、原則下請させてはならない。

(委任)

- 24 この心得に定めのない事項については、契約規則その他の規定・関係書類等によるものとする。

平成20年10月 1日制定

(第1号様式)

入札（見積）書

平成 年 月 日

今治市長様

入札（見積）者

納期 平成 年 月 日

住所

納入場所

有効期間

氏名

今治市契約規則を守り契約条項を承諾のうえ、下記のとおり入札（見積）いたします。

| 入札（見積）金額 | | ¥ (金額訂正無効) | | | | | | |
|----------|----|------------|------|----|----|--|--|----|
| NO. | 品名 | 銘柄品質規格 | 数量単位 | 単価 | 金額 | | | 備考 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計（契約金額）A | | | | | | | | |

(第1号様式)

入札（見積）書

平成 年 月 日

今治市長様

入札（見積）者

納期 平成 年 月 日

住所

納入場所

有効期間

氏名

今治市契約規則を守り契約条項を承諾のうえ、下記のとおり入札（見積）いたします。

| 入札（見積）金額 | | ¥ (金額訂正無効) | | | | | | |
|----------|----|------------|------|----|----|--|--|----|
| NO. | 品名 | 銘柄品質規格 | 数量単位 | 単価 | 金額 | | | 備考 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計（契約金額）A | | | | | | | | |

(第2号様式)

委 任 状

(受任者)

住 所

氏 名

印

本日執行の下記物品購入等入札に対し上記の者を代理人と相
定め下記の権限を委任する。

記

物品名 _____

の入札又は見積に関する一切の権限

平成 年 月 日

今 治 市 長 様

(委任者)

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印